

公 示 日 : 2021 年 12 月 8 日(水)

調達管理番号 : 21a00978

国 名 : キルギス国

担 当 部 署 : 東・中央アジア部 中央アジアコーカサス課

調 達 件 名 : キルギス国一村一品モデルのプロジェクト研究計画策定にかか
る情報収集・確認調査

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 産業振興・雇用の創出
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.0 国内 0.25、合計 1.25
- (3) 業務日数 : 準備期間 3 日 現地業務期間 30 日 整理期間 2 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 1 月 5 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 1 月 21 日(金) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 26点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 33点
 - ② 対象国・地域での業務経験 20点
 - ③ 語学力 5点
 - ④ その他学位、資格等 12点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	産業振興 雇用の創出
対象国・地域又は類似地域	キルギス/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：新型コロナウイルスワクチン

6. 業務の背景

キルギス共和国は、1991年のソビエト連邦からの独立後、中央アジア諸国の中でもいち早く市場経済化を推進してきたが、鉱物資源としての金以外の有力産品がなく、投資環境が未整備で十分な外国投資を誘致できなかったこともあり、天然資源に恵まれた他の中央アジア諸国と比較して経済成長は出遅れている。特に、人口の約7割弱が居住する農村・山岳地域では多くの住民が貧困状態での生活を余儀なくされている。

キルギスの経済構造は鉱工業部門が18.5%、農業部門が12.9%、商業・サービス部門が48.7%を占める。このうち鉱工業については金を中心とした鉱物資源がキルギスの最大の輸出品であるが、産地が限定されるため雇用創出効果は必ずしも高くない。地方の主産業である農業は労働力人口の3割以上（地方部では6割以上）を占める重要産業であり、ユーラシア経済同盟に加盟するロシアやカザフスタンなどの所得水準の高い消費地が近接することから輸出ポテンシャルが高いものの、ソ連崩壊に伴う集団農場制の消失以降、政府による産業振興政策立案・実行能力の不足、バリューチェーンの未整備、企業家の不足等の課題によりキルギスの地場産品の開発及び農産品の付加価値を生み出さず事がなされてこなかった。

このような課題に対応するため、JICAは「イシククリ州コミュニティ活性化プ

プロジェクト」(2006年11月～2011年7月)及び同フェーズ2にあたる「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」(2012年1月～2016年1月)を実施した(以下、現在実施中のプロジェクトも合わせて「イシククリ式一村一品プロジェクト」と総称する。)。この結果、イシククリ州においては、生産者と市場をつなぐ役割を果たす中間組織(公益法人”OVOP+1”)を核とした地場産業振興モデルであるイシククリ式一村一品アプローチを確立した。同アプローチを通じて、イシククリ州では、同中間組織が、販路開拓や営業、商品開発、デザイン、品質管理及び販売を一手に担うことにより、農村部において主に女性を中心に我が国を始め海外の企業からの受注を受けた商品の製造と輸出に成功しており、近年は商品に広がりが見られ、州内における事業関係者は2,000人を超えるなど、大きな成果を生み出している。現在、その成果を受けて実施中の「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」(2017年1月～2023年1月終了予定)では、同アプローチの他州への展開をめざしており、各州に配置したリージョナルコーディネーターを通じて各州の地場産品の開発や販路開拓を支援し、首都ビシュケクにある販売拠点を通じて流通につなげている。同プロジェクトを通じて本アプローチが同国内の他州にも展開可能な普遍性を持つものであることが証明できれば、今後はさらに同様の問題を抱える中央アジアの各国への展開も想定される。そこで、今後、本アプローチの効果や機能を科学的に分析し、中央アジアにおける地方産業の振興や雇用創出の普遍的なモデルとしての有効性を検証するためのプロジェクト研究の実施を検討している。

本調査は、これまでの一村一品アプローチの活動内容や成果及び現況を把握した上で、科学的な視点から上記プロジェクト研究を実施するための研究計画案を策定することを目的としている。

7. 業務の内容

本業務受注者は、JICA 東・中央アジア部やキルギス事務所等と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の情報の収集・整理を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年2月2日～4日)

- ① 既存の資料や報告書などから、過去のイシククリ式一村一品プロジェクトの活動内容や成果を把握するとともに、中央アジア全般の地方産業開発に関するこれまでの我が国の協力の成果・教訓や調査研究活動の成果を把握(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案(調査先機関を含む)、業務計画及

び報告書目次案とキルギス側関係機関に対する質問票（案）（和文）を作成する。

- ② JICA が質問票（案）（和文）の露語への翻訳を支援し、事前にキルギス事務所より先方政府へ送付する。
- ③ JICA 東・中央アジア部との協議の上で業務計画案（和文、英文）を作成する。併せて、キルギス事務所にもデータを送付する。
- ④ 対処方針会議に参加する。

（２）現地業務期間（2022年2月5日～3月6日）

【成果及び現況の把握】

- ① JICA キルギス事務所、地域部、課題部、プロジェクト等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。
- ② キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、地方産業振興の現状を把握する。
- ③ 実施中のプロジェクト活動の現況や様子について現地にて視察し、現地に派遣中の長期専門家や C/P、キルギス側関係機関、活動の従業員等へのヒアリングを通じて、現在の活動内容や成果、課題や問題点、成果やその背景等について把握する。
- ④ イシククリ式一村一品プロジェクトや、プロジェクトが導入した生産方式や起業方式がキルギスの地方振興に果たした役割や位置づけについて分析する。

【データ・情報をもとにした分析手法の整理】

- ⑤ プロジェクトの実施機関である「OVOP+1」を中心とした事業形態が確立されるまでのプロセスやプロジェクトの現況と、イシククリ式アプローチに係る主要なアクター（例、中央政府、地方政府、大学／研究機関、金融機関、実施機関、国営企業、民間コンサルタント、地域コミュニティ、その他ステークホルダーなど）の役割や機能を確認し、イシククリ式一村一品アプローチの構造や成果を生み出すメカニズム、仕組みについて分析し、産業振興や雇用創出における効果を検証するための暫定モデルとして図式化する。
- ⑥ これまでのイシククリ式一村一品プロジェクトの経済的効果（生産活動参加者の収入向上や商品の流通状況など）や社会的効果、及び効果の発現が少なかった点（費用対効果が悪かった点）について、可能な限り定量的に把握するための以下の方法について検討する。
 - ・ ベースラインデータの捕捉方法

- ・ 効果指標の見直し、数値目標の設定及びその測定方法
- ・ 社会的効果の評価指標の検討及びその測定方法
- ・ 効果発現要因の分析手法

⑦ ・ プロセスの定量的測定方法。

イシククリ式一村一品プロジェクトで実践されたキルギス特有のボトムアップ型のアプローチの具体的な手法とそれがプロジェクト全体に与えたインパクトについての分析の方法を検討する。

※プロポーザルにて情報集方法を提案をすること。

【研究計画案の策定】

- ⑧ ①~⑦の調査結果をもとに、イシククリ式一村一品アプローチについて、より科学的な研究手法をもとに、中央アジアにおける地方産業の振興や雇用創出の普遍的なモデルとしての有効性を検証するための研究計画案を検討し、その結果を提言として取りまとめる。
- ⑨ JICA キルギス事務所及び東・中央アジア部、OVOP+ 1のメンバーとの間で調査結果について共有し、中央アジアに汎用性のある一村一品アプローチのモデルとなる要素や活動方法についてプロジェクト研究の中で検討するための枠組みについての協議に参加する。
- ⑩ JICA 東・中央アジア部と協力して、中央アジア地域（キルギス、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン）の各 JICA 事務所及び産業振興に関連する技術協力専門家に調査結果を共有し、今後のプロジェクト研究に向けた希望やコメント、注意事項等のフィードバックを受け、整理・とりまとめを行う。
- ⑪ 効果的な同プロジェクト活動広報ツールの提案

（3）国内整理期間(2022年3月上旬)

- ① 研究計画案について提言する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

【業務完了報告書の作成】

調査結果及びキルギス側との協議の結果を反映して業務完了報告書（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は（１）及び（２）の両方とし、電子データとして提出する。

（１）調査計画書案（和文、英文）

現地調査で実施する調査内容を関係者と共有するために作成。調査の具体的内容（案）などを記載。

（２）業務完了報告書（和文、英文）

全調査結果を記載。2022年3月10日（木）までに JICA 東・中央アジア部に提出し、報告する。電子データを提出する。。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ビシュケク若しくは日本⇒イスタンブール⇒ビシュケクを標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

② 現地業務期間は 2022 年 2 月 5 日～3 月 6 日を予定しています。

現時点で新型コロナウイルス感染症対策としての入国時の隔離措置はありません。

③ 現地での業務体制

本業務受注者は他の業務従事者や JICA 側団員とともに調査団として派遣され、共同で調査を行います。JICA キルギス事務所が調査を支援します

④ 便宜供与内容

JICA キルギス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：英語⇄ロシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課（TEL:03-5226-6691）にて配付します。

- ・プロジェクトから提出された活動関連資料

(3) 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) 公開資料（JICA ホームページに掲載）

実施中のプロジェクトの情報については、JICA ウェブサイトから閲覧可能。

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500304/index.html>

(5) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 本契約の精算報告書は 2022 年 3 月 14 日(月) 17 時までに提出をお願いします。この日時に提出が難しい証憑がある場合はその証憑のみを後日送付いただく等の対応をお願い致します。

以上